

**令和7年度青森県西部海区自家用釣餌用いか釣り漁業
操業承認事務取扱要領**

1 申請書の提出

- (1) 操業承認申請書は、第1号様式により2部作成し、委員会事務局（青森県青森市長島一丁目1-1青森県庁内）に提出すること。
- (2) 青森県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、提出すること。
- (3) 青森県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して提出すること。なお、申請に当たっては、漁船原簿謄本及び代表者選定届（共同経営の場合に限る。）を添付すること。
- (4) 申請書の提出期限は、令和7年4月18日までとする。
ただし、委員会が事情やむを得ないと認めた者は、この限りではない。

2 承認等の通知

委員会が承認又は承認を内定したときは、県内者にあつてはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合に、県外者にあつてはその者の申請を経由した都道府県知事を経由して通知する。

3 承認証の交付

委員会が承認したときは、第2号様式による承認証を委員会事務局又は所属する漁業協同組合を経由し、申請者又は操業責任者に手交する。

また、県外者については、その者の住所地を所管する都道府県知事を経由して交付する。

4 標識の様式

承認を受けた者が船舶の船橋楼両側面に表示する標識は、第3号様式のとおりとする。

5 承認証の書換え

書換交付の申請書は、第4号様式によるほか、その手続については1から3までの規定を準用する。

6 承認証の再交付

承認証を亡失し、又はき損したときは、第5号様式により、速やかに承認証再交付申請書を提出しなければならない。その手続については1から3までの規定を準用する。

